（記載上の注意） 毎年９月末日及び３月末日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。 ［２～４　略］ ［第６～第８　略］ （その他記載上の注意） ［１．・２．　略］ （別表）　［略］ **別紙様式第７号**（附則第２条関係）　［略］ **別紙様式第８号**（附則第７条関係）　［略］ **別紙様式第９号**（附則第18条関係）　［略］ **別紙様式第10号**（附則第29条関係）　［略］ **別紙様式第11号**（附則第34条関係）　［略］ **別紙様式第12号**（附則第37条関係）　［略］ **別紙様式第13号**（附則第42条関係）　［略］ **別紙様式第14号**（附則第53条関係）　［略］	（記載上の注意） 毎年９月末日及び３月末日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。 ［２～４　同左］ ［第６～第８　同左］ （その他記載上の注意） ［１．・２．　同左］ （別表）　［同左］ **様式第七**（附則第２条関係）　［同左］ **様式第八**（附則第７条関係）　［同左］ **様式第九**（附則第18条関係）　［同左］ **様式第十**（附則第29条関係）　［同左］ **様式第十一**（附則第34条関係）　［同左］ **様式第十二**（附則第37条関係）　［同左］ **様式第十三**（附則第42条関係）　［同左］ **様式第十四**（附則第53条関係）　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府　令・省　令

○内閣府厚生労働省令第九号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四条第一項、第十六条第一項及び第三十四条の十第一項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之

労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。